

「まさか…」にそなえて 「安心」パワーアップ!!

社員援護保険

ゆうライフ



未来のために大きな補償

社員援護保険は、日本郵政グループの社員等の皆さまの生活の安定に資するため、死亡、障害、または不慮の事故に備える保険です。日本国内または国外において、万一、死亡または障害にいられた場合のほか、急激かつ偶然な外因の事故によってケガをされ1日以上入院をした場合に保険金をお支払いします。

大きな3つの特徴

- 1 ご本人様だけの契約（普通援護）のほか、配偶者も補償（特別援護）のご契約も可能です。（配偶者のみのご契約はできません。）
- 2 保険料は年齢に関係なく一律（普通援護1口60円/月、特別援護1口120円/月）で、無理のない負担額でご契約いただけます。
- 3 ご退職後も満65歳まで継続してご契約いただけます。

TOPIX

ますます安心!! 不慮の事故による入院保険金等の改定
平成28年4月より「入院1日目から支払対象」となりました。
（平成28年4月1日以降に発生した不慮の事故による入院）
平成29年4月より入院保険金がアップしました。*

被保険者の年齢区分に応じた保険金額を設定
平成29年4月より死亡保険金、及び障害保険金の一部について年齢区分に応じた保険金額を設定しました。*

*すでにご契約中の契約者様については、平成29年4月1日以降に更新を迎えるご契約から順次適用されます。



死亡・障害・入院のリスクに備える

ための保険。家族をまもるあなたを応援します

社員援護保険 **ゆうライフ**

ゆうライフは、これからの生活で
病気・障害・ケガなどのリスクに備えるための、
あんしんの保険です。

ポイント

- 1 死亡、障害、不慮の事故による入院(1日以上)を補償します。
- 2 健康状態等の告知のみでお申込みできます。(医師による審査は不要です)
- 3 健康告知は、保険契約者ご本人様のご契約いただく被保険者の告知をとりまとめてお申込みいただけます。

⚠ 新規加入、増口、加入替えは、契約日における年齢が満60歳未満となります。

保険料と限度口数

保険料

保険料はご契約1口につき
普通援護 60円/月
特別援護 120円/月
 契約限度口数は普通援護と特別援護を合わせて30口まで

- 1 限度口数は、保険契約者1人につき、普通援護および特別援護を合わせて30口です。
- 2 保険料は、普通援護が1口につき60円、特別援護が1口につき120円です。
- 3 保険料のお支払いは、月払・半年払・年払から選択できます。
- 4 満65歳を迎えた最初の保障期間満了日までご継続できます。

⚠ 特別援護への契約者は、その配偶者も内容に同意の上、契約したものとみなします。 ⚠ この保険に契約者当りはありません。
 ⚠ 退職後のお支払いについては、半年払・年払からの選択となります。

補償内容

※30口加入の場合 保険料は普通援護1,800円/月額 特別援護3,600円/月額

死亡補償	死亡保険金 750万円 (60才以上 540万円)	万一の死亡に備えられます
事故等による死亡補償	事故等死亡保険金 1,350万円 (60才以上 1,140万円)	不慮の事故による死亡を手厚く補償します
障害補償	労働者災害補償法に規定する第1級から第5級に該当した場合 障害保険金 300万円～750万円	身体障害状態に備えられます
入院補償	入院保険金 12,000円/1日 (不慮の事故による入院)	1日目からの入院(不慮の事故による)を補償します
お子様の補償	子供死亡保険金 90万円 (普通援護) 180万円 (特別援護) ※(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子)	

保険金の種類と保険金額の例

普通援護

口数と保険料		30口(1,800円/月)	25口(1,500円/月)	20口(1,200円/月)	15口(900円/月)	10口(600円/月)
死亡保険金	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円
	60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円
事故等死亡保険金	60歳未満	1,350万円	1,125万円	900万円	675万円	450万円
	60歳以上	1,140万円	950万円	760万円	570万円	380万円
障害保険金	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円
	60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円
入院保険金(1日以上入院) (不慮の事故による入院に限る)		12,000円/1日	10,000円/1日	8,000円/1日	6,000円/1日	4,000円/1日
子供死亡保険金		90万円	75万円	60万円	45万円	30万円
配偶者死亡保険金		30万円	25万円	20万円	15万円	10万円

注) 被保険者の年齢(特別援護における配偶者については配偶者の年齢)は、契約日または更新日における年齢とします。

特別援護

口数と保険料		30口(3,600円/月)	25口(3,000円/月)	20口(2,400円/月)	15口(1,800円/月)	10口(1,200円/月)
死亡保険金	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円
	60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円
事故等死亡保険金	60歳未満	1,350万円	1,125万円	900万円	675万円	450万円
	60歳以上	1,140万円	950万円	760万円	570万円	380万円
障害保険金	60歳未満	750万円	625万円	500万円	375万円	250万円
	60歳以上	540万円	450万円	360万円	270万円	180万円
入院保険金(1日以上入院) (不慮の事故による入院に限る)		12,000円/1日	10,000円/1日	8,000円/1日	6,000円/1日	4,000円/1日
子供死亡保険金		180万円	150万円	120万円	90万円	60万円

※1 「事故等死亡保険金」は不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡したとき、または特定感染症を直接の原因として死亡したときに支払われます。また、「事故等死亡保険金」の保険金額には「死亡保険金」の保険金額を加算した金額を掲載しております。
 ※2 「障害保険金」は労働者災害補償保険法に規定する第1級から第5級のいずれかの身体障害になられたことを当法人が認定したときに支払われます。
 ※3 「入院保険金」は不慮の事故により1日以上入院したときに1日目から180日を限度に支払われます。
 ※4 「子供死亡保険金」は保険契約者の子(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子)が、「事故等死亡保険金」と同じ支払事由により死亡したときに支払われます。
 ※5 「配偶者死亡保険金」は普通援護の保険契約者の配偶者が、「事故等死亡保険金」と同じ支払事由により死亡したとき、または保険期間が更新された保険契約の被保険者が死亡したときに支払われます。

請求に必要な書類

保険金の種類	提出書類	保険金請求書	死亡診断書(死体検案書)	障害診断書	入院証明書	交通事故証明書・事故申告書	続柄証明書	その他の必要書類
死亡	保険契約者	普通援護	○	○			○	※
		特別援護	○	○			○	※
	配偶者	普通援護	○	○			○	※
		特別援護	○	○			○	※
	子	○	○			○	※	
障害		○		○				※
入院	不慮の事故	○			○	○		※

※保険金のご請求にあたっては、上記の○を付した書類のほか、当法人が保険金支払に必要な事項の確認を行うための書類(※)をご提出いただく場合があります。
 ※本パンフレットは平成30年4月現在の商品内容に基づき作成しております。

健康告知について

次の慢性疾患の方は加入できません。また、医師の診察・検査・治療・投薬を受けている場合も加入できません。

- | | | |
|------------------------|--------------------|---------------------------------------|
| ① 新生物(癌・肉腫・筋腫・白血病等) | ⑤ 消化性潰瘍(胃・十二指腸潰瘍等) | ⑨ 精神病及びアルコール中毒(統合失調症・躁うつ病・認知症等) |
| ② 糖尿病 | ⑥ 肝臓及び膵臓に関わる疾患 | ⑩ 骨髄及び神経の疾患(骨髄炎・骨膜炎・脳性麻痺等) |
| ③ 心疾患(心臓病等・高血圧症を含む) | ⑦ 腎炎・ネフローゼ・尿路疾患 | ⑪ 血管及び血液の疾患(血友病・脾臓の疾患・血栓症・動脈硬化症・動脈瘤等) |
| ④ 脳血管疾患(脳出血・脳血栓症・脳軟化等) | ⑧ 肺疾患(肺炎・肺結核等) | |

※上記以外の病気でも、入院、通院、医師の指示により投薬又は食事療法をしている場合、手術、注射(点滴含む)、湿布、放射線照射、人工透析、ペースメーカー等の医学的処置を受けている場合や、身体に残る障害や先天性の病気がある場合もお申し込みいただけません

ご契約時にご確認いただきたいこと

[告知義務違反による契約の解除]

保険契約申込書において、郵政福祉が告知を求めた事項について、ご契約者にご契約いただく被保険者みなさまの告知をとりまとめるうえ、事実を正確に記載していただく義務(告知義務)があります。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がないときは、保険金をお支払いします。

[保険契約者が死亡した場合の保険金の受取人の変更について]

保険契約者が死亡した場合の保険金の受取人(以下「受取人」といいます。)は社員援護保険普通保険約款に定める保険金の受取人の順位に従いお支払いします。ただし、受取人について、保険契約者が指定する場合は、保険金受取人変更届による手続きが必要です。

[保険期間中の保険料または保険金額の変更]

郵政福祉は、業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、当法人の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額または保険金を減額する変更を行うことがあります。

[保険契約者保護機構について]

社員援護保険は、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、また、郵政福祉に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

個人情報の取扱いに関する事項

所属会社から提供される個人情報について

給与から保険料を控除する場合、本保険運営上必要な次に記載の個人情報について、所属会社から郵政福祉に提供されます。

- ・契約時の社員コード、最新の所属情報(会社、事業所、部課)及び氏名
- ・保険料控除不能時の事由(退職、休職、育児休業、出向等)及び該当理由の発生年月日

お客さまに関する個人情報のお取り扱いについて

郵政福祉は、本契約に関する個人情報を、保険引き受け・支払いの判断、本契約の履行、郵政福祉の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

また、郵政福祉は、契約者向けサービスの提供を行うため、提携企業等に対し、必要な範囲で、氏名、生年月日等の本契約に関する個人情報を提供することがあります。

なお、お客さま情報の漏洩及び不正アクセス等の防止のため必要な対策を講じています。

郵政福祉の個人情報保護方針については郵政福祉のホームページ(<http://www.yuseifukushi.or.jp>)をご覧ください。

北海道地方本部

〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目20
TEL. 0120-816-922 / 011-218-8070

東北地方本部

〒980-8650 仙台市青葉区五橋2-4-2
TEL. 0120-510-250 / 022-262-2166

関東地方本部

〒330-0054 さいたま市浦和区東岸町9-20
TEL. 0120-954-129 / 048-764-8002

東京地方本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14
TEL. 0120-120-247 / 03-3592-5581

南関東地方本部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町15-5
TEL. 0120-954-130 / 044-201-4500

信越地方本部

〒380-0921 長野市栗田948-1
TEL. 0120-888-632 / 026-223-1771

北陸地方本部

〒920-0901 金沢市彦三町2-5-27
TEL. 0120-626-245 / 076-262-6245

東海地方本部

〒461-0014 名古屋市東区榑木町1-21-2
TEL. 0120-517-117 / 052-971-1095

近畿地方本部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋7-3
TEL. 0120-816-755 / 06-7711-6008

中国地方本部

〒730-0005 広島市中区西白島町17-13
TEL. 0120-544-401 / 082-221-5444

四国地方本部

〒790-0003 松山市三番町8-12-4
TEL. 0120-122-545 / 089-945-1221

九州地方本部

〒860-0846 熊本市中央区城東町3-1
TEL. 0120-657-716 / 096-355-9301

沖縄地方本部

〒900-0032 那覇市松山1-32-7
TEL. 0120-630-802 / 098-863-0801



一般 郵政福祉

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1

<http://www.yuseifukushi.or.jp/>

郵政福祉

検索